

本要領は、浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)を委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 趣旨（目的）

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過した現在においても、「福島県」や「福島県産」というイメージのみを理由として、農産物や観光等が敬遠される風評は依然として残っており、本県全体のイメージ回復はいまだ道半ばの状況にある。

浅川町においては、原子力発電所事故による直接的な避難区域ではないものの、風評の影響を受け、町産農産物や地域の魅力発信に大きな影響を受けてきた。特に、避難地域の復興や知名度が高い会津地方の観光地など全国的な話題に比べ、当町はメディアに取り上げられる機会が少なく、知名度向上のためには町自らが継続的に情報発信を行う必要がある。しかし、存在感をアピールしづらく、未だ認知度が低い状況にある。そのため、令和6年度においては、県外の方々に広く影響を与えることができる人気タレントと連携した情報発信を実施し、従来の方法とは異なったより効果的な町の魅力発信に取り組んできた。令和7年度においては、「食の体験イベント」の実施、ポータルサイトの構築を通し、浅川町に興味・関心を持ってもらえるような仕掛けの構築に取り組んだ。令和8年度においては、より食に関心の高い層を対象に「食の体験イベント」を実施し、風評被害の払拭を図る。また、情報発信コンテンツを制作し、町の食の魅力と安全性、町の観光資源の魅力を首都圏在住者に発信する。

本業務は、首都圏を中心に町の魅力や食の安全性について知ってもらうことが目的であり、業者選定にあたっては、豊富な経験と実績をもとに、町の魅力を最大限に生かした情報発信の提案ができる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

なお、本業務は「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援】）」の交付を受け実施するものであり、同補助金交付要綱等及び町の事業計画に従い実施するものである。

2 業務概要

- (1) 目的 浅川町の特産品を活用した食のイベントを開催するとともに情報発信コンテンツを制作し、首都圏を中心に浅川町の魅力と食の安全性を知ってもらうことを目的とする。
- (2) 業務名 浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)
(以下「本業務」という。)
- (3) 事業主体 浅川町
- (4) 業務内容 浅川町魅力発信業務(食の体験イベント)仕様書、
浅川町魅力発信業務(情報発信コンテンツ制作)仕様書のとおり
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (6) 上限金額 19,968,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）プロポーザル募集開始日から提案書提出期限日までの期間に、浅川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 56 年 9 月 28 日要綱第 2 号）第 5 条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- （４）浅川町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 1 号）に規定する暴力団その他反社会団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- （５）本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- （６）常に町との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- （７）業務を実施するにあたって、法令上の資格等が必要となる場合には、その法令等に違反しない体制を構築できるものであること。
- （８）複数の事業者等により構成される共同企業体（JV）（以下「共同企業体」という。）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。町との連絡窓口は代表者が行うものとし、事業遂行の責を負うものとする。
- （９）国税及び地方税を滞納していないこと。

4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
募集開始（町ホームページ掲載）	令和 8 年 1 0 月 8 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）
質問書の回答	令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）
参加表明書等提出期限	令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 1 1 月 6 日（金）
プレゼンテーション等の実施	令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）（予定）
選定結果通知	令和 8 年 1 1 月中旬（予定）
契約締結	令和 8 年 1 1 月中旬（予定）

※説明会は行わない。

※上記の期日等に変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

5 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関する質問は、電子メールのみでの受付とし、質問書（様式1）を提出すること。なお、電子メール送信後、電話で受信確認をすること。

ア 提出期限 令和8年10月15日（木）（必着）

イ 提出先 浅川町役場 農政課

Eメール：nousei@town.asakawa.fukushima.jp

電話：0247-36-1183

※電子メール件名を以下のとおりとすること。また、一方の対象業務にかかる質問の場合は、その旨がわかるように記載のこと。

「【事業者名】浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)プロポーザル質問書」

(2) 回答

質問に対する回答は、メールにより行う。内容によって必要がある場合は町ホームページに掲載し、公表する。なお、質問を行った質問者情報等は公表しない。

また、公平性を保てないと判断されるものや個別の参加資格要件等に関するものについては、回答しない。

6 参加表明書等の提出

参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、参加事業者が多数となり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断した場合は、提出書類により第1次審査（書類選考）を行います。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式2）

イ 登記事項証明書（3ヵ月以内のもの。写し可。）

ウ 会社概要書（様式3）

エ 財務諸表または会社の規模や財務状況について記載された資料（直近2年分）

オ 業務実績調書（様式4）

同種・類似業務の実績について記載するものとする（過去5年以内）。

併せて、記載した業務の契約書及び仕様書の写しを添付。

カ 業務実施体制表（様式5）及び配置予定担当者経歴書（様式6）

キ 納税証明書（3ヵ月以内のもの。写し可。）

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※共同企業体で提出する場合は、業務を担う割合の多い事業者を代表者として参加し、各書類(オを除く)は参加するすべての事業者が提出すること。

(2) 提出期限 令和8年10月26日（月）（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。※封筒には「浅川町魅力発信業務

(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)プロポーザル参加表明書
在中」と朱書き記入。

(4) 提出先 〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15
浅川町役場 農政課

Eメール：nousei@town.asakawa.fukushima.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)
プロポーザル参加表明書等」

(5) 参加資格審査結果通知

提出された書類をもとに参加要件の確認を行い、参加要件を満たしたのに対し結果
を電子メールにて通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

7 企画提案書の作成要領

提案要請を受けた者は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式7)

イ 企画提案書

ウ 業務工程表

エ 見積書及び積算内訳

【提案書類の作成上の留意事項】

- ① 提案書類は、各項目順に綴り書類符号を記したインデックスを付けるなど、項目の
区別がつくようにすること。
- ② 本業務は、前述のとおり「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援【地域魅力
向上・発信支援】)」を活用した業務であるため、同補助金に係る公募要領を熟読し、
補助金の目的及び同補助金に係る町の事業計画にあった提案をすること。
- ③ 仕様書、プロポーザル審査評価基準を参照の上、業務内容等について具体的な提案
をすること。なお、企画提案書は、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。
- ④ 仕様書に示す内容のほか、本町の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、
本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ⑤ 企画提案書は、表紙・目次を除き20ページ以内(A4横書き)とすること。
※ 表紙・目次は枚数に含まない。また、必ずページ番号を付すこと。
※ 本文の文字フォントは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、
この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ⑥ 見積書の宛名は「浅川町長」、業務名は「浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及
び情報発信コンテンツ制作)」とすること。
※ 契約期間内に本業務内容を実施するための費用を上限額の範囲内で作成するこ
ととし、上限額を超える見積書は無効とする。
※ 積算内訳は、仕様書の内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳がわかるように記載
すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳がわかるように、できるだけ詳
細な記載とすること。

※ 見積金額については、内訳金額は税抜価格とし、業務価格には消費税等を加えた合計金額を記入すること。

※ 見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

(2) 提出部数 正本1部、副本7部、電子媒体1部

(3) 提出期限 令和8年11月6日(金)(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。※封筒には「浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)プロポーザル企画提案書 在中」と朱書き記入。

(5) 提出先 〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

浅川町役場 農政課

Eメール: nousei@town.asakawa.fukushima.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】浅川町魅力発信業務(食の体験イベント及び情報発信コンテンツ制作)プロポーザル企画提案書」

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和8年11月13日(金) 予定

イ 会場 浅川町役場 2階 大会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順(受付順)に審査する。

エ 審査基準 別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

オ プレゼンテーションの実施

- ・ 時間構成は、プレゼンテーション25分以内、質疑10分程度とする。
- ・ 出席者は3名までとし、本業務に従事する担当者等が行うこととする。
- ・ プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加資料の配布は認めない。
- ・ パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合、使用する機器は各自で用意すること。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは本町が用意する。
- ・ インターネットは提供しない。
- ・ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

カ 公 開

- ・プレゼンテーションは公開とし、プレゼンテーション終了後に行う審査は非公開とする。

(2) 審査結果

審査結果は、全ての参加事業者に電子メール又は郵送により通知する。また、選定結果を町ホームページ上で公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

(3) 参加者

参加事業者が1社の場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

9 契約の締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。
- (2) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本町と契約相手方候補との協議により必要と判断した場合は項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことができるものとする。なお、上限額を超えないものとする。
- (3) その他契約についての詳細は、浅川町財務規則（昭和58年1月19日規則第1号）の規定によるものとする。

10 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと町長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

11 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は原則返却しない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、公表しない。ただし、浅川町情報公開条例（平成11浅川町条例第20号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

- (6) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (8) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡するとともに、プロポーザル参加辞退届（様式 8）を提出すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、浅川町財務規則（昭和 58 年 1 月 19 日規則第 1 号）等関係法令等の定めるところによるものとする。

12 問い合わせ・書類提出先

浅川町役場 農政課

〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

E メール：nousei@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-1183

別紙【プロポーザル審査基準】

評価項目	評価ポイント	配点
業務実績	◎同種・同業務の経験と実績を豊富に有しているか	10
業務実施体制	◎業務遂行に十分な体制（専属スタッフの配置等）を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか	10
	◎発注者の要請に応じることができるノウハウを有しているか	10
業務方針	◎業務の趣旨を理解し、仕様書内容を具現化した成果をイメージできる方針が示されたものか	10
業務計画性	◎実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか	10
業務内容	◎業務の目的及び内容について十分に理解し、地域の現況及び課題への理解は十分であるか。 ターゲット（地域、時期、客層等）は明確か。	10
	◎浅川町の魅力が伝わる内容であるか。	10
	◎目的を十分に理解し魅力度向上、食材の安全理解につながるアイディアや取組の提案となっているか。	10
	◎自社の強みを十分に活用し、オリジナリティーのある独自の提案となっているか。	10
経済性（見積金額）	◎見積価格は、業務の内容に見合った適正なものであるか	5
その他（表現力）	◎企画提案書は、提案者の創意工夫により、効率的・合理性のある業務内容の提案になっているか ◎プレゼンテーションは、企画提案書の記載内容を逸脱したものでないか ◎プレゼンテーション・質疑応答は、分かりやすい説明か	5
合計		100

評価係数 （目安）	優れている	良い	ふつう	やや劣る	劣る	提案なし
	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

※評価係数は、あくまでも目安である。